

令和7年度 高齢者福祉サービスのお知らせ

総合相談事業

住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、下表の施設にて介護・健康・医療・福祉に関することや高齢者虐待・成年後見制度の利用支援等の様々な相談に対応します。

対象者

いすみ市在住の方

名称	住所	連絡先
いすみ市役所 健康高齢者支援課 高齢者包括支援班（地域包括支援センター）	いすみ市大原 7400-1	62-1118
特別養護老人ホーム愛恵苑	いすみ市岬町中滝 1692-3	87-8933
特別養護老人ホームいすみ苑	いすみ市能実 615	86-5560
特別養護老人ホームシルバーガーデン	いすみ市新田若山深堀入会地 9	62-8855
特別養護老人ホーム茶ノ木台くらぶ	いすみ市山田 6033-3	60-6660
特別養護老人ホームゆかり岬	いすみ市岬町押日 1508-3	62-6660
いすみ市社会福祉協議会	いすみ市岬町東中滝 720-1	87-8910

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、認知症、精神障害、知的障害等の理由で判断能力が不十分な方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして援助してくれる方（後見人等）を選任する制度です。

支援内容

- ① 認知症高齢者等で申立てを行う親族がいない方は、いすみ市長が申立てを行います。
- ② 後見人等への報酬費を負担できない生活困窮者には、報酬の一部または全額を助成します。

成年後見制度利用促進事業

成年後見制度の利用促進を行う機関として、いすみ市社会福祉協議会内に「いすみ市成年後見制度中核機関」を設置し、相談窓口【 連絡先 0470-64-6080 】を設けています。

問合せ・申込み先

健康高齢者支援課 高齢者包括支援班（地域包括支援センター）

電話 0470-62-1118



介護予防教室(はつらつ健康体操)

住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるように、介護予防や健康づくりの基本(運動・口腔機能の向上・低栄養予防)を学ぶ教室を開催します。

対象者

おおむね65歳以上で若々しく元気な生活を送りたい方、介護予防に関心がある方

出前介護予防教室

団体へ保健師等の専門職や介護予防ボランティアを派遣し、介護予防に関する知識の普及啓発を行います。申し込み後に、市の担当職員から団体の責任者へ連絡し、日程や内容等の調整をします。

対象者

運動(転倒防止)、栄養改善、口腔ケアなどの教室の開催を希望する団体

住民主体の介護予防活動(通いの場)

仲間と一緒に楽しく介護予防のための運動機能、認知機能を高めるプログラムを中心に、参加者が主体となり、口腔機能向上、レクリエーション等さまざまなプログラムに取り組みます。希望により、定期的に専門職による活動の評価・助言指導の機会も得られます。

対象者

地域の高齢者

認知症(予防)カフェ(集いの場)

地域の高齢者やその家族が集い、おしゃべりやお茶を楽しみながらほっとできる場として、また、地域の支え合いの場になることを目的として、介護予防ボランティアなどが運営しています。

対象者

地域の高齢者、認知症の方やその家族

問合せ・申込み先

健康高齢者支援課 高齢者包括支援班(地域包括支援センター)

電話 0470-62-1118

孫の手生活援助事業

在宅の高齢者に対し、草刈やゴミ出しなど、軽易な作業を依頼した費用の一部を助成するための助成券を交付します。

対象者

- ① 在宅の75歳以上のひとり暮らしで市町村民税非課税の方
- ② 在宅の75歳以上の高齢者のみで市町村民税非課税の世帯

援助する作業の種類

- ① 宅地内の草取り、草刈り
- ② 宅地内の生垣、庭木の手入れ
- ③ 家屋内の家財などの修繕、備品などの移動
- ④ 指定日における家庭ごみの収集、ゴミステーションまでの搬出
- ⑤ 日常生活用品の買物代行



助成費用

年額 10,000 円

介護用品支給事業

在宅で要介護状態にあり、常に介護用品を使用する要介護者の方に、介護用品を購入できる給付券を支給します。

対象者

要介護度3、4、5で市町村民税非課税世帯の方

対象となる介護用品

紙オムツ、尿取りパット、清拭剤、使い捨て手袋、ドライシャンプー、介護食（生鮮食品等を除く）、飲料及びその他日常の介護用品として使用する消耗品

助成費用

- ① 要介護度3 月額 5,000 円
- ② 要介護度4、5 月額 10,000 円

問合せ・申込み先

健康高齢者支援課
高齢者包括支援班
(地域包括支援センター)
電話 0470-62-1118

岬地域市民局
地域市民班

電話 0470-87-2113

夷隅地域市民局
地域市民班

電話 0470-86-2112

見守りあんしん電話事業

身体に不安のあるひとり暮らしの高齢者に対し、自宅に見守りあんしん電話装置一式を設置し、在宅時の見守りをします。異常を把握した場合には、警備員がかけつけて対応します。

対象者

- ① 75 歳以上のひとり暮らしの方・重度身体障害者のひとり暮らしの方
- ② 65 歳以上で、心疾患、脳血管疾患、呼吸機能障害の疾患があるひとり暮らしの方

内 容

- ① 緊急通報装置
通報装置やペンダントの緊急ボタンを押すと警備会社に緊急事態の発生を知らせます。
- ② 空間センサー、火災センサー
空間センサーが人の動きを 24 時間感知しない場合や火災センサーが熱を感知した場合には自動通報されます。
- ③ 電話によるヘルスケアサービス
健康や介護に関する相談を 24 時間体制で受け付けます。

利用者負担

設置及び使用料は無料ですが、緊急ボタンで通報した時などの通話料は自己負担となります。
※自宅に固定電話が設置されている必要があり、申請から設置まで約 1 ヶ月程度かかります。

携帯型緊急通報システム事業

身体に不安のあるひとり暮らしの高齢者で固定電話の無い方に対し、携帯型端末機を貸与し緊急時の連絡体制を支援します。

対象者

- ① 75 歳以上のひとり暮らしの方・重度身体障害者のひとり暮らしの方
- ② 65 歳以上で、心疾患、脳血管疾患、呼吸機能障害の疾患があるひとり暮らしの方

※いずれも自宅に固定電話が設置されていない方に限ります。

内 容

- ① 緊急通報装置
携帯型端末機の緊急ボタンを押すと市の委託先のセンターに緊急事態の発生を知らせます。
- ② 電話によるヘルスケアサービス
健康や介護に関する相談を市の委託先のセンターが 24 時間体制で受け付けます。

利用者負担

無料

問合せ・申込み先

健康高齢者支援課
高齢者包括支援班
(地域包括支援センター)
電話 0470-62-1118

岬地域市民局
地域市民班

電話 0470-87-2113

夷隅地域市民局
地域市民班

電話 0470-86-2112

徘徊高齢者家族支援事業

徘徊の症状がある高齢者に GPS 機能を持った小型端末機を貸与し、所在不明になった際は GPS 機能により早期に保護し、安全確保と介護者の精神的負担を軽減します。

対象者

- ① 要介護者、及び要支援者であって徘徊の症状がある方
- ② 医師により認知症と診断された方

内 容

所在不明時に GPS 機能により早期に発見し保護につなげます。

利用者負担

無料



認知症高齢者等見守りシール交付事業（7月～）

認知症高齢者が徘徊により行方不明となった時に、早期発見及び安全の確保を図り、介護者の精神的負担を軽減します。

対象者

- ① 要介護者、及び要支援者であって認知症による徘徊の症状がある方
- ② 徘徊行動により、防災行政無線等による搜索放送の利用、警察に通報もしくは保護されたことがある方

内 容

徘徊の症状がある高齢者に見守りシールを交付し、衣服・靴・持ち物等に貼付すると、徘徊により行方不明となった高齢者等を発見した人が見守りシールに印字された二次元バーコードを携帯電話等で読み取ることで、家族等へ発見場所・安否確認等を知らせることができます。

利用者負担

無料

認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の方やその家族に対して出来る範囲で手助けをする「認知症サポーター」を養成します。認知症になっても、安心して暮らせる地域づくりを推進しています。

対象者

地域住民・金融機関やスーパーマーケットの従業員等・小、中、高等学校の学生等の方

問合せ・申込み先

健康高齢者支援課
高齢者包括支援班
(地域包括支援センター)
電話 0470-62-1118

岬地域市民局
地域市民班

電話 0470-87-2113

夷隅地域市民局
地域市民班

電話 0470-86-2112

家族介護支援事業

在宅介護のポイントを学べる教室を開催し、併せて介護の悩み相談のできる場を提供して家族介護の負担軽減を図ります。

対象者

在宅で介護を行っている家族等

救急医療情報キット配布事業

保管容器内の緊急連絡カードにかかりつけの医療機関、持病の有無、服用中の薬の情報を記入し、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで緊急時や災害時の医療活動に備えます。

対象者

65 歳以上のひとり暮らしの方または 65 歳以上の高齢者のみの世帯の方

在宅高齢者生活管理指導短期宿泊事業

基本的生活習慣の欠如、体調不良により緊急に一時的保護が必要と認められる場合に、養護老人ホームに短期宿泊をして、自立した在宅生活を続けるために必要な知識や習慣について指導を受けます。

対象者

要介護認定を受けていない、おおむね 65 歳以上の方

入所期間

原則として 14 日間

利用者負担

1 日あたり 1,710 円

市町村民税非課税の世帯は 1,140 円

問合せ・申込み先

健康高齢者支援課

高齢者包括支援班

(地域包括支援センター)

電話 0470-62-1118

岬地域市民局

地域市民班

電話 0470-87-2113

夷隅地域市民局

地域市民班

電話 0470-86-2112

季節性インフルエンザ予防接種費用の助成

季節性インフルエンザの予防接種費用の一部助成をします。

対象者

- ① 65 歳以上の方
- ② 60～64 歳で心臓、腎臓、呼吸器の病気または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として厚生労働省令で定められている方。

※令和7年9月30日までに65歳以上になる方は個別に通知します。

※実施期間内に65歳以上になる方及び②に該当する方は、必ず接種前にお問い合わせください。

助成金額

期間中1人1回限りで、2,000 円

実施期間

令和7年10月1日～令和7年12月31日

（夷隅郡市内の契約医療機関は令和8年3月31日まで）

※本人またはその家族が直接医療機関に予約をして、予診票に必要事項を記入し、直接医療機関に持参してください。（本人の保険証を必ず持参してください）

高齢者肺炎球菌予防接種費用の助成

肺炎球菌による肺炎などの感染を予防し、重症化を防ぐため予防接種費用の一部助成をします。

対象者

- ① 65 歳（65 歳誕生日当日から 66 歳誕生日前日まで）の方で、23 価ワクチンによる肺炎球菌予防接種を受けたことがない方。
- ② 60～64 歳で心臓、腎臓、呼吸器の病気または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として厚生労働省令で定められている方。

※①の対象者については、65 歳の誕生日を迎える月末に住民登録のあるところへ予診票を送付します。

※②の対象者については、接種を希望する場合は必ず接種前にお問い合わせください。

助成金額

1 人 1 回限り 2,000 円



問合せ・申込み先

健康高齢者支援課 健康づくり班（大原保健センター）

電話 0470-62-1162

帯状疱疹予防接種費用の助成

帯状疱疹の発症低減や重症化予防を目的に予防接種費用の一部を助成します。

対象者

いすみ市に住民票があり、接種日において50歳以上の方（18～49歳の医学的要件に該当する方も対象）

※令和7年度より、定期接種となりました。65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の年齢になる方には予診票を送付しています。

●帯状疱疹予防接種の費用助成について

帯状疱疹ワクチンは現在2つの種類があり、**どちらか希望するワクチンを接種**できます。接種回数や自己負担額などに違いがありますので、以下をご確認ください。

	生ワクチン（ビケン）	組換えワクチン（シングリックス）
接種回数	1回（皮下注射）	2回（筋肉内注射）
接種スケジュール	—	通常、1回目の接種から2か月以上の間隔を置いて2回目を接種
ワクチンの効果 （接種後5年時点）	4割程度の予防効果	9割程度の予防効果
助成金額	4,000円／1回	10,000円／1回
助成回数	1回	2回
自己負担額	医療機関の接種料金（9,000円程度）から4,000円を引いた額	医療機関の接種料金（22,000円程度）から10,000円を引いた額
助成対象期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	

※助成の対象となるワクチン・助成金額・助成回数は、費用助成の方法に関わらずに共通です。

※接種料金は医療機関によって異なります。自己負担額はあくまで目安としてお考えください。

※対象の方へいすみ市の予診票を郵送する際は、2回分の予診票を同封します。1回で接種が完了し、予診票が1枚不要となる場合は、不要の予診票をご自分で破棄してください。

●定期接種の場合は、医療機関窓口で助成金額を引いてくれますが、任意接種の場合は、還付の申請が必要です。

還付 予防接種完了後に費用助成金額を申請する場合の手続きについて

申請による費用助成の対象となる方は、ワクチンの必要回数分の接種が終了した後に、下記の書類を揃えて申請をお願いします。

【申請に必要な書類】

- ①予防接種に係る領収証
- ②診療明細書等接種したワクチンが確認できる書類（領収証で確認できる場合は不要）
- ③本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）
- ④振込先口座の通帳またはキャッシュカード（接種者本人名義のもの）
- ⑤委任状（本人以外が申請する場合）

【申請期間】 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

問合せ・申込み先

健康高齢者支援課 健康づくり班（大原保健センター）

電話 0470-62-1162

福祉タクシー事業

重度の障害のある方や高齢者の方が外出する時にタクシーを利用した場合、その料金の一部助成をします。

対象者

いすみ市に住所を有し、運転免許証をお持ちでない次の方（原動機付自転車を除きます。）

- ① 身体障害者手帳 1 級または 2 級の交付を受けている方
- ② 身体障害者手帳下肢機能障害 3 級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳 ㊤または A の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方
- ⑤ 満 80 歳以上のひとり暮らしの方
- ⑥ 高齢者のみの世帯のうち満 80 歳以上の方
- ⑦ 自主的に運転免許を返納した満 75 歳以上の方で、公安委員会発行の運転経歴証明書または申請による運転免許の取消通知書を有する方

利用券

年間 24 シート（申請月により、交付シート数が変わります。）で、1 回の利用につき、1,500 円までの助成です。利用券は市が指定したタクシー事業者で利用できます。

問合せ・申込み先

福祉課

社会・障害福祉班

電話 0470-62-1117

岬地域市民局

地域市民班

電話 0470-87-2113

夷隅地域市民局

地域市民班

電話 0470-86-2112

市内バス無料パスポート

市内循環バス、いすみシャトルバスを利用できる無料パスポートを交付します。

対象者

- ① いすみ市に住所を有する 75 歳以上の方
- ② いすみ市に住所を有する 65 歳以上で、運転経歴証明書の交付を受けている方

申請に必要な書類等

75 歳以上の方：本人確認ができる書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）

65 歳以上の方：運転経歴証明書

※各種障害者手帳の交付を受けた方及びその介護者は、運賃が免除になります。パスポート申請は不要ですが、降車の際に乗務員に分かるように手帳をご提示ください。

問合せ・申込み先

企画政策課

企画政策班

電話 0470-62-1382

岬地域市民局

地域市民班

電話 0470-87-2111

夷隅地域市民局

地域市民班

電話 0470-86-2111